高知県犯罪被害者等支援条例第９条（案）対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 修正（案） | 第4回高知県犯罪被害者等支援条例検討委員会提示（案） |
| （相談窓口の設置、情報の提供等）  第９条　県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な助言、情報の提供、支援の調整等を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。 | （相談窓口の設置、情報の提供等）  第９条　県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、相談窓口を設置し、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に理解のある専門職を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。 |

資料１